

長与町小学校スポーツ教室開設要項

今日、青少年が家庭・学校・地域における生活体験を通して、心身ともに健全に育成されることが強く望まれています。

児童生徒の参加する運動競技は、それが適正に行われる場合には、心身の発達を促すことはもとより、健康の増進と体力の向上を図り、公正にして健全な社会的態度を養うなど、その教育的効果は極めて大きいものがあります。

スポーツ活動は、子ども達の自主的、自発的な活動であり、またスポーツを楽しむ中で、体力の向上はもとより健康の保持増進を図るとともに、現代の子どもたちに欠けているといわれる思いやりや協調性などの望ましい人間関係を育て、すばらしい仲間をつくったり、自らの人間性を育成するには非常に効果的、かつ有意義なものがあります。

保護者が子どもにスポーツを行わせる主な理由として、①子どもが心身ともに成長していくため、②スポーツの楽しさを知るため、③スポーツで自信をつけさせたい、④スポーツ集団の中で礼儀やマナーを学ばせたい、などとなっています。

このような保護者の願いを大切にして、指導者は、勝利主義・技術指導にとらわれず、子どもらしい子どもの育成を図り、遊びの要素を数多く取り入れ、「スポーツの魅力」および「スポーツの楽しさ」を味わってほしいとの趣旨で、小学校スポーツ教室を開設します。

記

1. 主 催 長与町内各小学校 長与町教育委員会
2. 開設期間 4月～翌年3月
3. 対象者 原則として4年生以上で、当該小学校の児童
4. 指導者 当該校の教職員または外部指導者
5. その他 当該校でチームが編成できない場合、種目によっては複数校で合併し、活動することができる。
当該校に希望するスポーツ教室がない場合は、他校のスポーツ教室に参加することを認める。

長与町小学校スポーツ教室遵守事項

1. スポーツ教室の指導は、当該校の教職員または外部指導者である。
2. 当該校の教職員は、児童・保護者・指導者・学校・教育委員会との連絡調整を行う。また、定期的にクラブ活動へ参加し、児童の健康管理や体罰の確認に努めること。
3. 活動予定表については、必ず前月の5日までに教育委員会へ提出すること。
4. 練習時間は、1年間を通して18時30分までとし、週3日以内とする。
 - ①1日の練習時間は2時間以内とする。ただし、土曜・日曜・祝日については3時間以内とする。
 - ②18時40分までに片付け等を終了し、解散すること。
5. 土曜・日曜・祝日に遠征、対外試合及び3時間を超える練習等を行ったときは、子どもたちの健康管理上、次回の練習は休みとする。
6. 土曜日は、子どもを家庭に戻す趣旨のもとに休日であるため、午前中の練習は行わない。
7. スポーツ教室に参加者する子どもは、必ずスポーツ安全保険（1名 800円）に加入する。
8. 練習及び対外試合等において、万一事故があった場合は、学校長及び教育委員会に速やかに届ける。（保護者等も含む。）
9. 学校近くの住民に迷惑を掛けないよう、十分注意する。
10. 練習後は、必ず清掃し、戸締まりを徹底する。
11. 指導上の心得
 - ①肉体的、社会的、心理的に未熟な子ども達に適した練習プログラムを心掛ける。（体罰は子どもの人権に関わる問題で、あってはならない行為です。子どもの実態を把握し、わかりやすく指導すること。）
 - ②青少年を対象にした町行事、自治会行事等には必ず参加させる。